

平成24年度「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」に係る
補助事業者（執行団体）の公募要領

平成24年2月8日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー対策課

平成24年度「エネルギー使用合理化事業者支援補助金」に係る補助事業者（執行団体）を公募します。

なお、この公募は、平成24年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

1. 事業内容

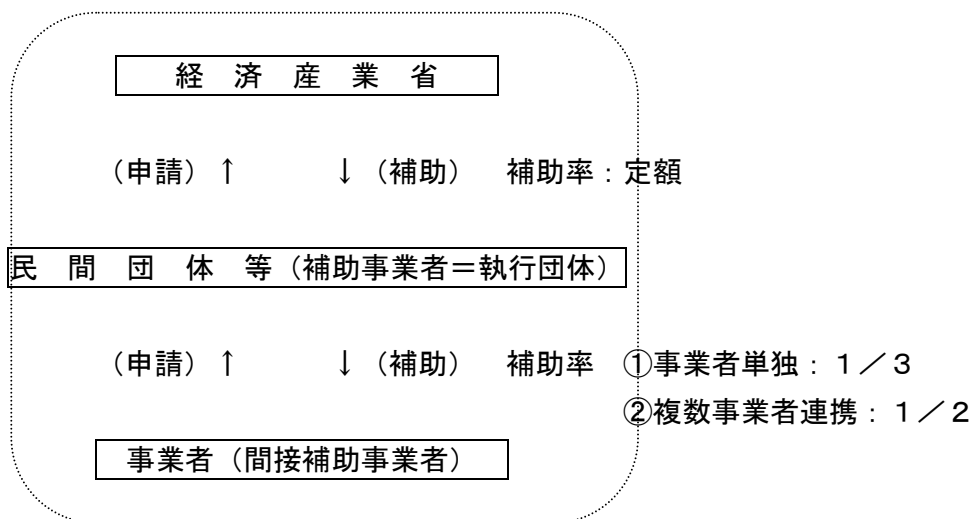
産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところですが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門、業務部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーの推進が喫緊の課題となっています。

本事業は、事業者が計画した省エネルギーへの取り組みのうち、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」及び「費用対効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に対して補助金を交付するものです。

平成24年度は、特に先端的な設備・技術や中小企業の取り組み及び節電効果の高い事業に対する支援に重点を置き、本事業を実施します（別紙参照）。

注意：本公募は、事業者へ補助金を交付する執行団体を公募するものです。

※参考：交付スキーム



2. 応募資格

次の（１）～（３）までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- （１） 産業・業務・運輸部門等の省エネルギーに関する技術に精通しており、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、能力、知識を有していること。
- （２） 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （３） 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

3. 応募に必要な書類

以下の資料又はこれに準ずるもの（様式自由）を下記提出先まで持参又は郵送にて提出してください。

- （１） 団体概要、直近の決算報告書等
- （２） 事業の実施体制に関する説明書
- （３） 産業・業務・運輸部門等の省エネルギーに関する技術に精通していることの説明書
- （４） 本事業の実施計画書
 - ・ 間接補助事業者の交付要件（対象者、補助対象経費、補助金上限額 等）
 - ・ 間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法
 - ・ 実施スケジュール
- （５） 補助事業の支出計画書
- （６） 事業の効果の把握及び評価に関する説明書
- （７） その他必要な事項（事業実施時に入手した機密情報の管理に関する説明 等）

※応募書類はA4サイズとし、2部（正 1部、副 1部）提出すること。

※応募書類や追加資料は、審査のみに使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意ください。

4. 公募期間

平成24年2月8日（水）～ 平成24年2月28日（火）17時00分まで（郵送の場合は必着）

※補助事業者の決定については、平成24年3月上旬を予定。

6. 審査・公表

審査は、2. 応募資格の条件を満たしているかどうか原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

また、採択の問い合わせについては、後日、資源エネルギー庁ホームページ等で公表することとし、個別の問い合わせには応じないことをご了承ください。

7. 採択件数

1件

8. その他

- (1) 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び本補助金交付要綱等の関係法令等に基づき実施することとなります。
- (2) 交付決定の際に、事業内容、積算等について協議する場合があります。

8. 提出先及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー対策課

担当： 佐竹・長本

TEL：03-3501-9726

FAX：03-3580-8439

※郵送の場合は、封書の宛名面に「エネルギー使用合理化事業者支援補助金応募書類」と明記してください。

(別紙)

補助事業要件

1. 補助事業

(1) 事業予定額 298億円

内事業費（新規事業分）及び事務費 約168億円

事業費（継続事業分） 約130億円

※内訳は以下のとおり。

- ①平成22年度以前に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から本補助金の交付を受けて実施している事業で平成24年度も引き続き実施する事業
- ②平成23年度に、一般社団法人環境共創イニシアチブから本補助金の交付を受けて実施している事業で平成24年度も引き続き実施する事業

(注) 事業予定額は、平成24年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2) 補助対象経費の区分

① 事業費

民間団体等が行う、間接補助事業（事業者が実施する省エネルギーに資する設備等の導入に要する経費の一部補助）に要する経費

② 事務費

委員会費、印刷費、人件費、その他事業を実施するために特に必要な経費

※事務費の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額の取扱いについては、応募団体毎に個別相談。

(3) 補助率

定額

(4) 事業実施期間

交付決定日～平成25年3月31日（原則、単年度事業）

2. 間接補助事業（予定）

(1) 補助対象

工場、事業場等（全業種）における先端的な省エネルギー設備等の導入事業

(2) 補助対象経費（消費税及び地方消費税額は対象外）

2. (1) に要する経費（設計費、設備費、工事費 等）

(3) 一事業当たりの補助率

- ・ 単独事業 1 / 3 以内
- ・ 複数連携事業 1 / 2 以内

(4) 募集方法

公募等により実施